

阿賀野川水系河川整備計画(原案)に対する 意見聴取について

平成25年2月13日

国土交通省 北陸地方整備局

専門部会(下流部会:平成24年8月20日 上流部会:平成24年9月10日)開催後に、部会での意見を反映した整備計画(原案)について、意見聴取を実施しました。

住民意見聴取

■期間

平成24年11月29日～12月28日

■意見聴取方法

縦覧コーナー設置、住民説明会、インターネット、専用はがき など

自治体意見聴取

【阿賀川】

平成24年12月21日 会津若松市、会津坂下町、湯川村、喜多方市

【阿賀野川】

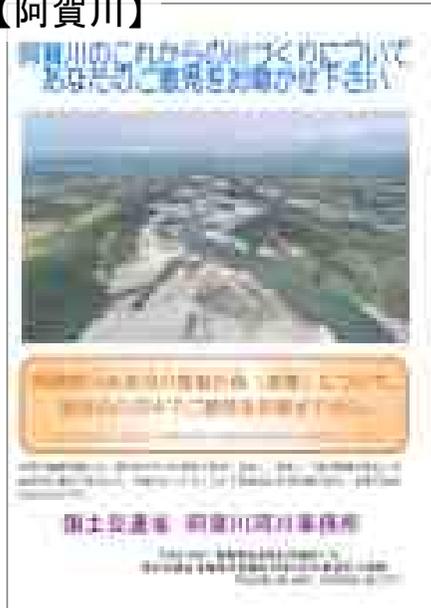
平成24年12月10日 新潟市

平成24年12月14日 五泉市、阿賀野市

意見募集に際しては、整備計画(原案)の他に、概要版のパンフレットを作成し配布しました。

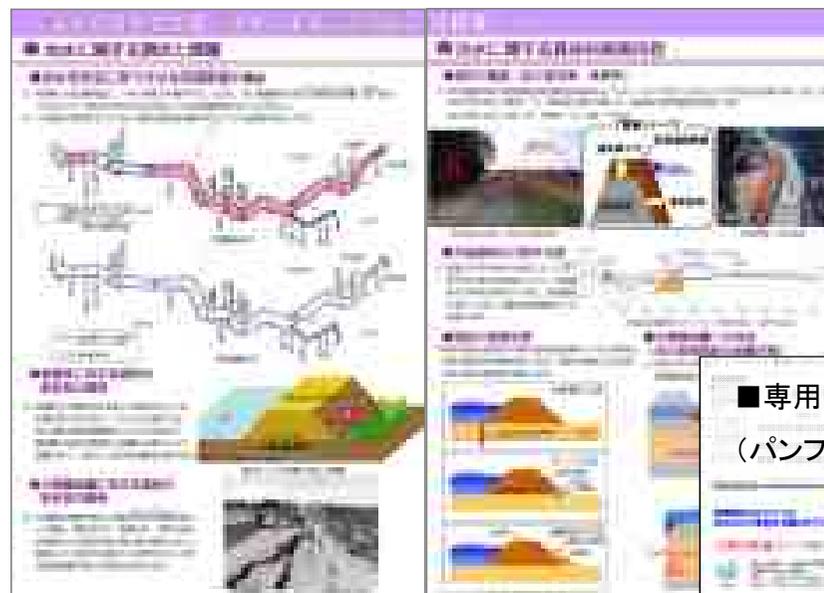
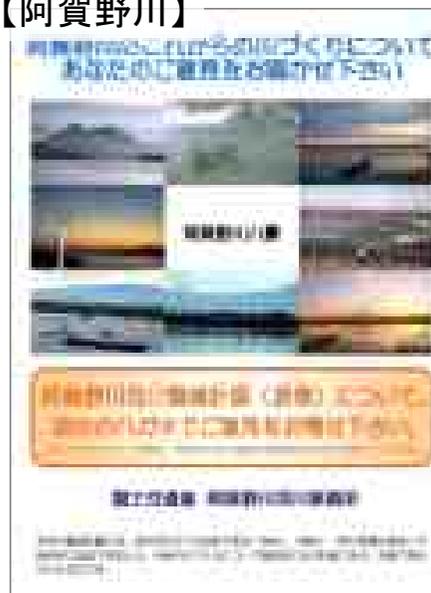
■ 概要版パンフレット

【阿賀川】



■ アンケート用紙

【阿賀野川】



■ 専用はがき
(パンフレット裏面)

住民意見聴取についての広報

記者発表、新聞広告、インターネット、回覧、自治会への案内などにより周知を行いました。

■記者発表

The image shows a press release document on the left and a presentation slide on the right. The press release includes a header with the title '新東川沿河川整備計画(概要)に係る説明会を開催します。' and a sub-header '関係機関の皆さまへのお知らせ' (Notice to related organizations). The main text describes the plan and the meeting details. The presentation slide on the right has a title '新東川沿河川整備計画(概要)に係る説明会を開催します。' and a sub-header '関係機関の皆さまへのお知らせ'.

■新聞広告

The image shows two newspaper advertisements. The left advertisement is titled '新東川沿河川整備計画(概要)に係る説明会を開催します。' and includes a sub-header '関係機関の皆さまへのお知らせ'. It contains text about the plan and meeting details, along with a photo of a person. The right advertisement is titled '新東川沿河川整備計画(概要)に係る説明会を開催します。' and includes a sub-header '関係機関の皆さまへのお知らせ'. It contains text about the plan and meeting details, along with a photo of a person.

■インターネット

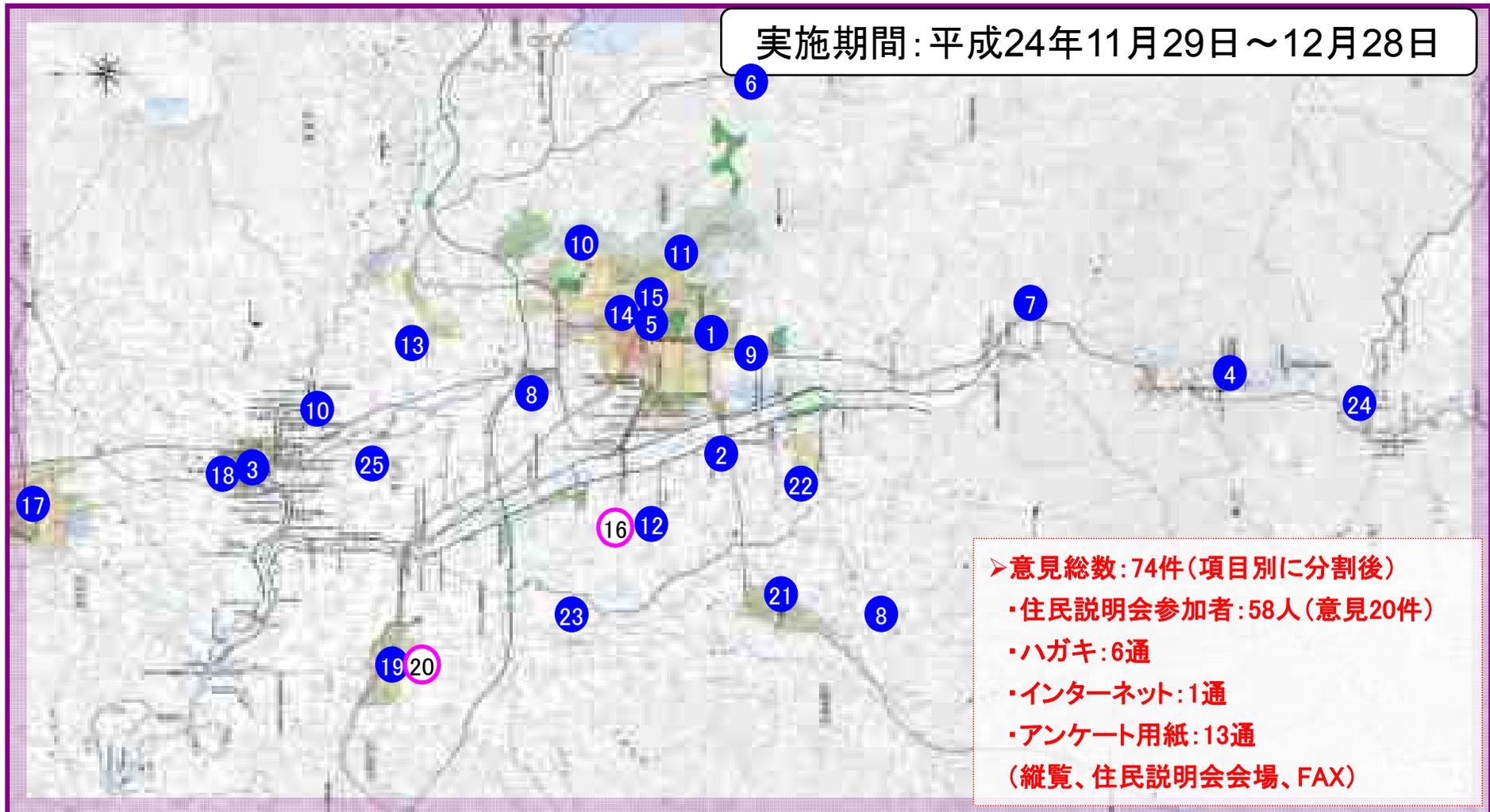
The image shows a screenshot of an internet survey form. The title is '新東川沿河川整備計画(概要)に係る説明会を開催します。' and the sub-header is '関係機関の皆さまへのお知らせ'. The form includes a header with the title and sub-header, a main text area, and a footer with the title and sub-header.

凡例

- : インターネット, はがき
- : 説明会開催場所
- : 縦覧施設

NO.	開催場所	NO.	開催場所	NO.	開催場所
①	阿賀川河川事務所	⑩	会津若松市役所 一箕市民センター	⑲	会津坂下町役場
②	阿賀川河川事務所 北会津出張所	⑪	会津若松市役所 東市民センター	⑳	会津坂下町中央公民館
③	阿賀川河川事務所 塩川出張所	⑫	会津若松市役所 北会津支所	㉑	会津美里町役場 高田庁舎
④	阿賀川河川事務所 大川ダム管理所	⑬	会津若松市役所 河東支所	㉒	会津美里町役場 本郷庁舎
⑤	会津若松市役所	⑭	会津若松市役所 栄町第一庁舎	㉓	会津美里町役場 新鶴庁舎
⑥	会津若松市役所 湊市民センター	⑮	会津若松市役所 栄町第二庁舎	㉔	下郷町役場
⑦	会津若松市役所 大戸市民センター	⑯	会津若松市北会津公民館	㉕	湯川村役場
⑧	会津若松市役所 北市民センター	⑰	喜多方市役所		
⑨	会津若松市役所 南市民センター	⑱	喜多方市役所 塩川総合支所		

実施期間: 平成24年11月29日～12月28日



- 意見総数: 74件(項目別に分割後)
- ・住民説明会参加者: 58人(意見20件)
- ・ハガキ: 6通
- ・インターネット: 1通
- ・アンケート用紙: 13通
- (縦覧、住民説明会会場、FAX)

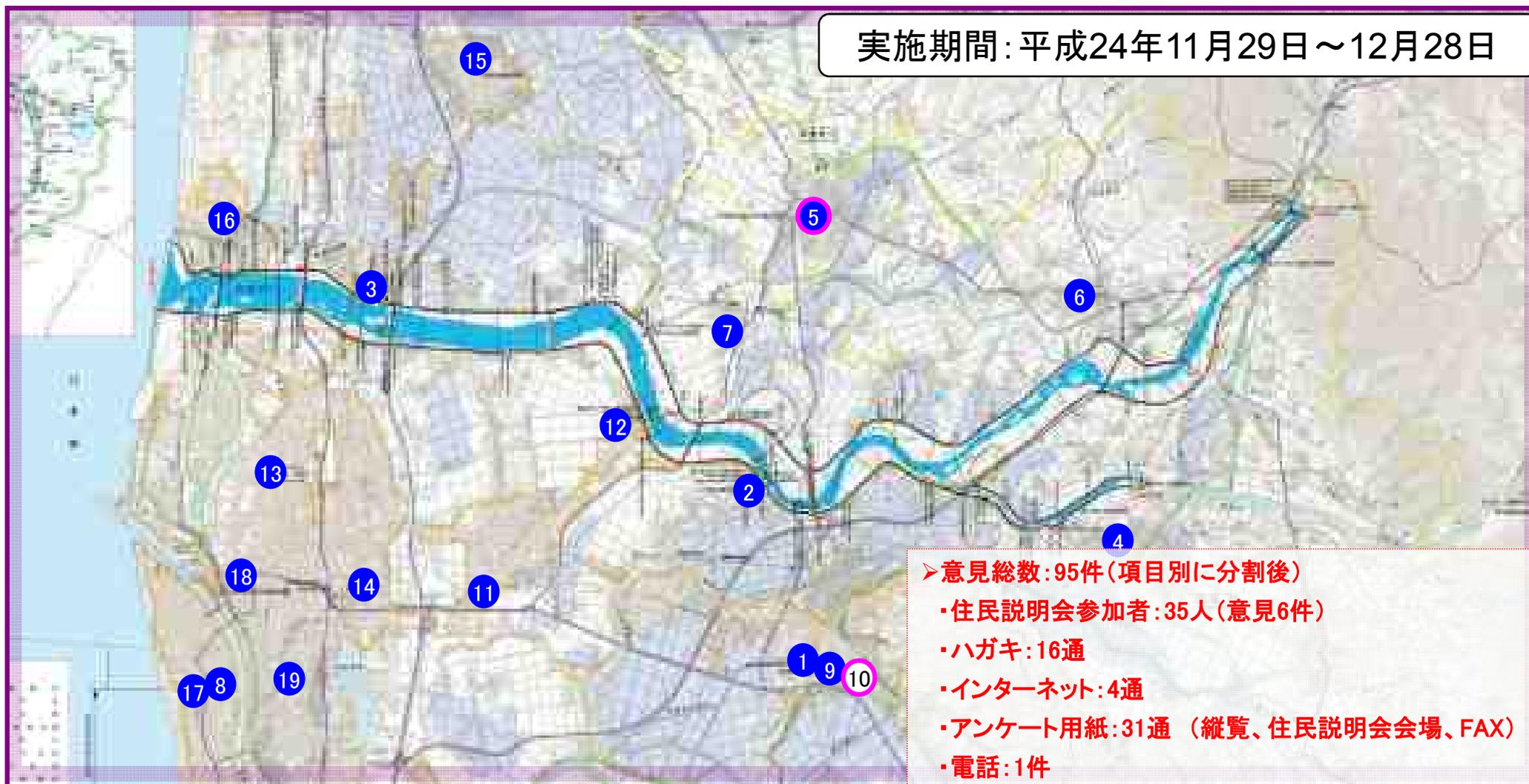
凡例

□ : インターネット, はがき

○ : 説明会開催場所

● : 縦覧施設

NO.	開催場所	NO.	開催場所	NO.	開催場所
①	阿賀野川河川事務所	⑧	新潟市役所	⑭	新潟市東区役所 石山出張所
②	阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	⑨	新潟市秋葉区役所	⑮	新潟市北区役所
③	阿賀野川河川事務所 胡桃山出張所	⑩	新潟市 新津地区市民会館	⑯	新潟市北区役所 北出張所
④	五泉市役所	⑪	新潟市江南区役所	⑰	新潟市中央区役所
⑤	阿賀野市役所	⑫	新潟市江南区役所 横越出張所	⑱	新潟市中央区役所 東出張所
⑥	阿賀野市役所 安田支所	⑬	新潟市東区役所	⑲	新潟市中央区役所 南出張所
⑦	阿賀野市役所 京ヶ瀬支所				



■ 縦覧できる資料

- 阿賀野川水系河川整備計画(原案)
- 概要版パンフレット

■ 実施時期:平成24年11月29日～12月28日

■ 実施場所:全23箇所

- 国土交通省(事務所、出張所、ダム管理支所)
- 会津若松市役所(本所、市民センター、支所)
- 喜多方市役所(本所、支所)
- 会津坂下町役場
- 会津美里町役場
- 下郷町役場、湯川村役場

縦覧コーナーでの意見総数
(阿賀川)

13件



阿賀川河川事務所 縦覧コーナー



会津若松市役所 縦覧コーナー

■ 縦覧できる資料

- 阿賀野川水系河川整備計画(原案)
- 概要版パンフレット

■ 実施時期:平成24年11月29日～12月28日

■ 実施場所:全18箇所

- 国土交通省(事務所、出張所)
- 新潟市役所(本所、区役所、出張所)
- 阿賀野市役所(本所、支所)
- 五泉市役所

縦覧コーナーでの意見総数
(阿賀野川)

28件



阿賀野川河川事務所 縦覧コーナー



新潟市東区役所 縦覧コーナー

阿賀川沿川の会津若松市、会津坂下町で住民説明会を開催

■ 日時・場所：沿川自治体2会場

住民説明会	
参加者	58名
意見総数	20件

日時	開催場所
12/19(水) 18:30～	会津若松市北会津公民館 (会津若松市北会津町中荒井字宮西1-1)
12/21(木) 18:30～	会津坂下町中央公民館 (河沼郡会津坂下町字五反田1310-3)

住民説明会の様子



会津若松市北会津公民館



会津坂下町中央公民館

阿賀野川沿川の新潟市、阿賀野市で住民説明会を開催

■ 日時・場所：沿川自治体2会場

住民説明会	
参加者	35名
意見総数	6件

日時	開催場所
12/19(水) 18:30～	新津地区市民会館 第一会議室 (新潟市秋葉区程島2009)
12/20(木) 18:30～	阿賀野市役所 4階会議室 (阿賀野市岡山町10-15)

住民説明会の様子



新津地区市民会館



阿賀野市役所

阿賀野川水系のこれからの川づくりについてご意見をお聞かせください

◎12月31日まで

阿賀野川河川事務所(新潟県内) 阿賀野川河川事務所(福島県内)では、[河川整備計画\(概要\)](#)について皆様のご意見を広く募集します。阿賀野川水系のこれからの川づくりについて、ご意見を聞かせたい。なお、ご意見は河川整備計画策定に関する目的以外では使用しません。また、個別の回答内容を公表しません。

郵便番号

〒

※半角数字をご入力して検索を押してください。自動で下記に住所が表示されます。
郵便番号検索で住所が表示されない場合は直接住所を入力してください。

居住地

※居住地はご入力不要です。

年齢

性別

男性 女性

あなたのご意見(500字以内)

インターネットでの意見

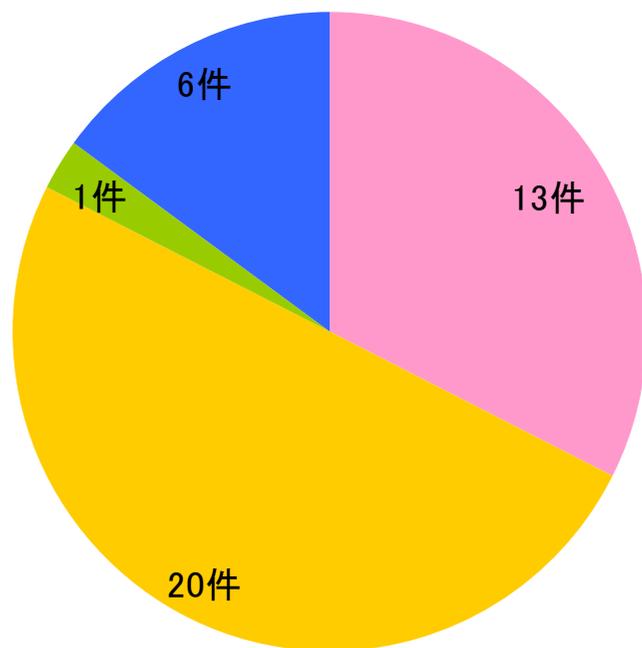
5件

住民意見聴取結果について

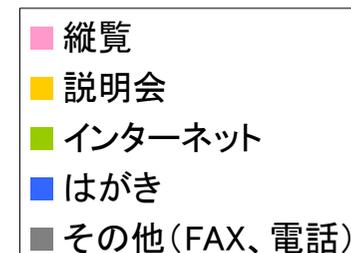
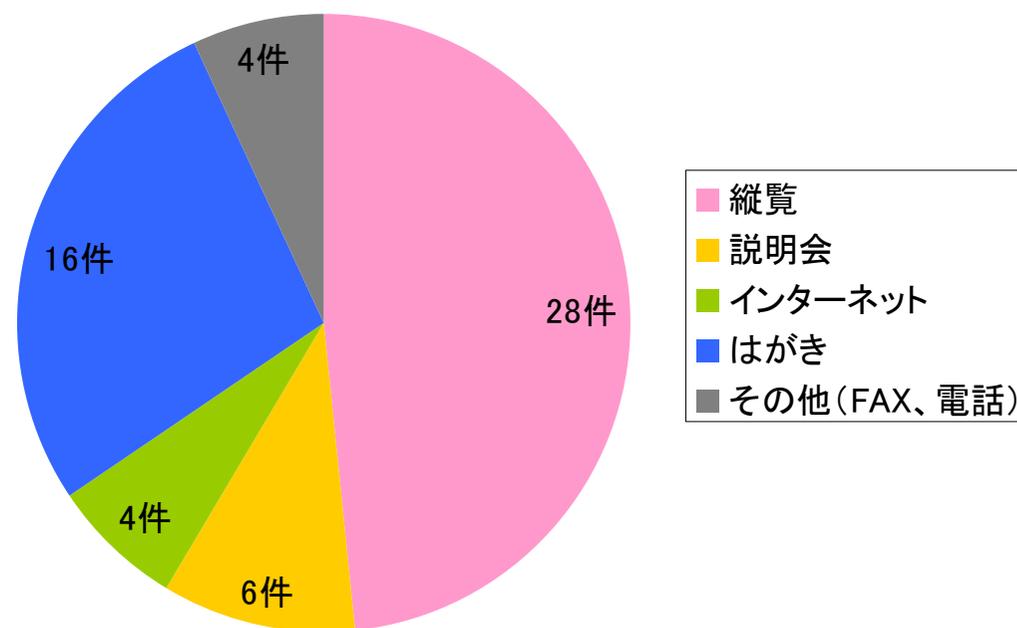
住民意見聴取 意見総数 ※1人の意見を1件としている

	阿賀川	阿賀野川	合計
縦覧	13	28	41
説明会	20	6	26
インターネット	1	4	5
はがき	6	16	22
その他(FAX、電話)	0	4	4
合計	40	58	98

阿賀川 合計 40件



阿賀野川 合計 58件

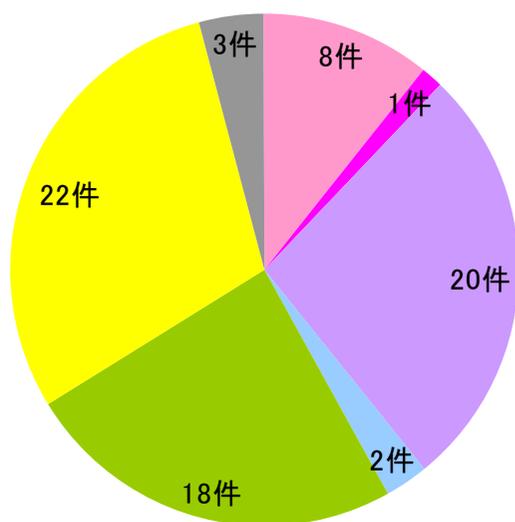


住民意見聴取結果について

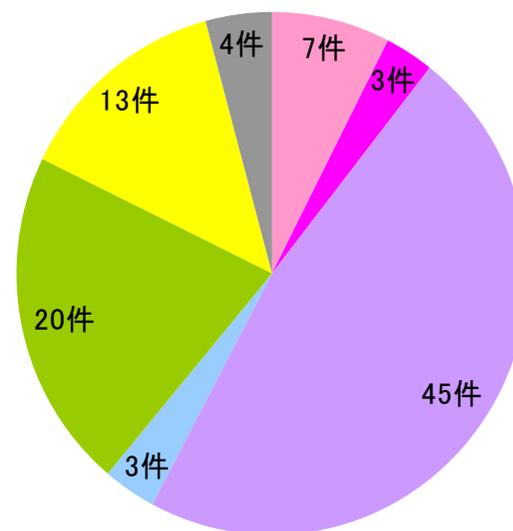
住民意見聴取 項目別意見数 ※1人の意見を項目別に分割後

	阿賀川		阿賀野川	
	件数	主な意見	件数	主な意見
整備計画全般	8		7	
意見聴取	1		3	
治水	20	計画目標の設定について 河道内堆積土砂の掘削について 河道内樹木の伐採について	45	羽越線橋梁の対策、内水対策、堤防整備について
利水	2	正常流量の設定について	3	
環境	18	湧水源の確保について 河川空間の有効利用について	20	自然再生、河川空間の利用について
維持管理	22	樹木管理について	13	樹木管理について
その他	3		4	
合計	74		95	

阿賀川 合計 74件



阿賀野川 合計 95件



※全意見は参考資料のとおり

参考資料1 住民からの意見と考え方、対応について 参考資料2 自治体からの意見と考え方、対応について

◆項目:整備計画全般について

- 川の生態系をくずさず、自然にふれあえるような開発をしてほしい。 (阿賀川:No.1)
- 防災、減災のため、必要な事業は早期に実施してほしい。 (阿賀川:No.3)
- 河川整備計画の基本理念及び目標に基づいて、治水・利水・環境・維持管理にかかわる施策を総合的に進めていくとともに、治水と環境との調和を図りつつ整備を進めてまいります。

【原案 P1~2】

◆項目:治水について

• 計画高水流量(山科 $Q=4,800\text{m}^3/\text{s}$)と最大規模の洪水(山科 $Q=3,900\text{m}^3/\text{s}$)との関係が分からない。(阿賀川:No.10)

- 計画高水流量は、河川整備の長期的な整備目標として定めるものであり、平成19年11月に阿賀野川水系河川整備基本方針としてとりまとめております。
- 河川整備計画は、今後概ね30年間で実施する河川整備の内容についてとりまとめるものであり、阿賀川上流域で戦後最大規模の降雨があった場合の洪水を、安全に流下させることを目標としております。

【原案 P125】

• 樹木伐採や河道掘削など様々な整備内容があるが、優先順位はどのように決めているのか？ (阿賀川:No.14)

- 阿賀川直轄管理区間の下流端には山間狭窄部があり、洪水時に狭窄部上流で水位がせき上げられることで流下能力が不足しております。このため、上流側の都市部で流下能力を確保しても、狭窄部付近で新たに溢水氾濫が発生する危険性があります。
- 河川整備の実施にあたり、河道の流下能力を向上させるため、下流狭窄部(長井地区)の開削や、弱小堤区間の堤防整備を優先して実施するとともに、河道内の状況を確認しつつ、堤防の浸透対策や河岸侵食対策、樹木伐採等の対策を実施していきます。

【原案 P127~128】

◆項目:治水について

- 中州が発達し、流水が河岸にあたっている箇所があるので、中州を撤去してほしい。 (阿賀川:No.19)
- 樹林化により洪水のせき上げがあるのではないかと心配している。 (阿賀川:No.23)
- 河道内の樹木繁茂や土砂堆積により、流下能力が不足している区間については、河道状況を確認しつつ河道掘削・整正、樹木伐採を行います。
- 水衝部の原因となっている樹木群が発達している箇所や、砂州の固定により河床洗掘、侵食が進行している箇所については、河道状況を確認しつつ、河道掘削・整正、樹木伐採を行います。
- また、樹木伐採や河道掘削の際には、環境に配慮しつつ行います。

【原案 P127、P136】

- 只見川では、昨年の洪水で被害があった。ダムが多くあるために被害が出たのではないかと心配している。大川ダムでは、ダムがあるために被害が発生することはないのか。 (阿賀川:No.25)
- 大川ダムは、ダム上流から流入する洪水を調節する操作を行い、下流の洪水被害の防止や軽減を図ります。また、計画高水流量を上回る洪水が発生した場合でも、ダム上流から流入する量を上回って放流を行うことはありません。
- 平成23年7月新潟・福島豪雨における只見川の利水ダムに関するダム操作については、北陸地方整備局より河川法49条に基づき、電力会社に対し、ダムの操作記録の提出依頼を行い、報告を受けた資料に基づき、ダムの操作について確認し、全てのダムにおいて、ダム下流の洪水量を増加させる操作はありませんでした。

【原案 P138、P167】

◆項目:利水について

- 流水の正常な機能の維持として、かんがい期で概ね $3\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期で概ね $7\text{m}^3/\text{s}$ と設定されているが、川幅のある阿賀川では少なすぎるのではないか。
(阿賀川:No.30)
- 正常流量(流水の正常な機能を維持するために必要な流量)は、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮して定める維持流量、および水利流量を考慮して設定しております。

【原案 P78】

◆項目:環境について

• 大川ダムができてから、河道内に藻が繁茂している。2.5m³/sで水質は保全されているのか。(阿賀川:No.32)

• 水質の現状につきましては、環境基準地点のBOD75%値では環境基準値を満足しておりますが、水質状況の監視を引き続き行い、良好な河川環境の維持に努めていきます。

【原案 P144~146】

• 貴重種のイトヨの生息域となる阿賀川の湧水源を残してほしい。(阿賀川:No.38)

• 河川環境に影響を及ぼす工事の実施に際しては、環境アドバイザーの助言・指導のもと、事前の環境調査に基づく保全措置を検討・実施し、事後調査により環境保全の効果を把握し、工事による環境の影響を軽減するように努めてまいりたいと考えています。

• また、阿賀川らしい特徴的な自然環境を目指し、多自然川づくりや自然再生事業を実施してまいります。

• イトヨの生息場である湧水環境については、現況把握を行うとともに、必要に応じて湧水環境を保全するための調査、対策方法の検討を進めてまいります。

【原案 P144~146】

• 堤防のどこから見ても河道内の川面が見え、対岸の風景が見えるように樹木を伐採してほしい。

(阿賀川:No.41)

• 樹林化により治水上著しく支障がある箇所や、かつての阿賀川らしさの象徴である礫河原が消失している箇所については樹木伐採を行います。

• また、河道内の樹木伐採を行う際には、環境に配慮してまいります。

【原案 P145~146】

◆項目:維持管理について

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

- 洪水による被害が発生しないように、河道内樹木の管理を行うべき。(阿賀川:No.51)
- 樹木の伐採にあたり、流下能力が不足する箇所や、水衝部の原因となる樹木群、河川巡視時の視認障害となる樹木群については、河道の状況を確認しつつ樹木伐採を行います。
- また、河道内の樹木伐採を行う際には、環境に配慮してまいります。
- 河道内の樹林化は、全国の河川でも課題となっており、阿賀川では、自然再生事業の中で高水敷を切り下げ、洪水時に攪乱作用を受けることで、樹木の生長を抑制するように工夫しています。
- また、他河川で行われている、住民公募による伐採も検討していきたいと考えております。【原案 P146、P161】

- ハザードマップがH17に策定されているが、阿賀川、宮川が同時に氾濫した場合の避難誘導方針を教えてほしい。避難時の判断は、山科だけではなく、上流側でも判断できるようにしてほしい。(阿賀川No.61)

- 阿賀川河川事務所では、洪水時に阿賀川本川で馬越、宮古、山科の各水位観測所に関する洪水予報を気象庁と共同で発表しています。
- 洪水予報として発令する洪水警報は、はん濫危険水位を超える洪水となる恐れがある際に、避難判断等に役立つ情報として各市町村に伝達されます。
- 宮川は、福島県の水位情報周知河川となっており、はん濫危険水位に到達が予想される場合、あるいは避難判断水位に到達し更に水位の上昇が予想される場合に水位情報周知河川情報が発表されます。
- 河川事務所や福島県からの情報を確認していただくとともに、市町村から出される避難情報について注意いただきますようお願いいたします。

- 大川ダムの寿命はどのくらいか。決壊した場合の状態はどのようになるのか。(阿賀川:No.64)

- 大川ダムでは、日ごろからの巡視、点検、検査を定期的に行い、機能維持が図られているかを確認し、異常があれば、速やかに補修・修繕を行っています。
- 河川整備計画では、ダムの適切な維持管理を行い、機能を維持、発揮していくことを目標としております。
- 施設の維持管理に、大規模重要施設である**大川ダム**を明確化。【原案 P163】

- 3.11を踏まえ、いち早い情報の伝達が大事。市と一体となった伝達方法を確立してほしい。(阿賀川:No.67)

- 円滑な水防活動や警戒避難活動を支援するため、インターネットやCCTVにより水位情報やCCTV画像等を提供するとともに、関係機関と連携し、情報の伝達ルート拡充と伝達の迅速化に努めます。

【原案 P167】

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

◆項目:整備計画全般について

- 阿賀野川下流域の安全・安心確保のため、確実な事業執行をお願いしたい (阿賀野川:No.1~3)
- 河川整備計画の基本理念及び目標に基づいて、しっかりと治水・利水・環境・維持管理にかかわる施策を総合的に進めていきたいと考えております。

【原案 P1~2】

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

◆項目:治水について

- 弱小堤防の嵩上げ・拡幅、無堤箇所の対策を早急に進めてほしい (阿賀野川:No.16~22)
 - 堤防の高さや幅が基準に満たない未完成の堤防や無堤区間については堤防整備を進めていきます。
【原案 P129~130】
- 中新田地先(水衝部)安全性調査の要望 (阿賀野川:No.23)
 - 水衝部のことを地元は心配している、水衝部対策工事以降の状況を地元へ情報提供してほしい
(阿賀野川:自治体No.2)
- 中新田地区は大きな湾曲部があり、水の流れが強くあたる水衝部となっています。
深掘れや侵食に対して暫定的な対策を行っていますが、引き続き、モニタリングを継続し、安全性が不足する箇所が確認された場合は必要に応じて対策を実施します。
 - 平成23年7月新潟福島豪雨による洪水後の水衝部付近での測量結果では、目立った深掘れや侵食は確認されませんでした。引き続きモニタリングを継続し、水衝部の現状、対策工の効果などについて、地域の方にわかりやすい情報提供を行います。
【原案 P136】

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

◆項目:治水について

• 浸透対策を早急をお願いしたい

(阿賀野川:No.22、24~26)

- 阿賀野川の堤防は旧河道上に築堤されている区間が多くありますが、旧河道付近は堤防下の地盤が水が通しやすい場合があり、洪水時には、基盤漏水などが発生する場合があります。また、堤防に使われている土が水を通しやすい材料の場合は、堤防自体からの漏水、法くずれが発生する場合があります。このような、浸透に対して安全性が基準を満たしていない区間においては、必要な対策を進めていきます。

【原案 P132】

• (浸水や)液状化で堤防が崩壊しないよう安全性の確保を行ってほしい

(阿賀野川:No.28、29)

- 阿賀野川河口部の堤防下の基礎地盤には、液状化しやすい緩い砂地盤が厚く堆積しており、大地震が発生した場合には、液状化による堤防の沈下・破壊、これに伴う津波や洪水の居住地側への流入により、河口付近の海拔0m地帯を中心に、広範囲に浸水被害が発生する恐れがあります。このため堤防の耐震性能が基準を満たしていない区間においては、必要な対策を進めていきます。

【原案 P137】

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

◆項目:治水について

- 藤戸川、古川、小松大沢川付近で内水被害が発生したため、排水施設の整備など内水対策をお願いしたい

(阿賀野川:No.31~38) (阿賀野川:自治体No.4)

(藤戸川について)

- 阿賀野川本川と支川の藤戸川との合流点付近については、支川管理者と連携して、現況調査、検討を行います。
- 「**支川管理者と連携した調査、検討**」を追加

【附図 P4】

(古川、小松大沢川について)

- 排水ポンプ車の効率的運用、河道掘削・樹木伐採による本川水位の低下などにより、内水被害の軽減に努めておりますが、被害実態や河道の整備状況、緊急度等を踏まえ、支川管理者に協力して、可能な支援を検討します。

【原案 P137】

- 羽越線橋梁部分の右岸側堤防は、天端高が前後に比べ低く、断面も不足している。

平成23年7月新潟福島豪雨による洪水時には決壊が心配であったため、早急に対策してほしい。

(阿賀野川:No.41~49)

- JR羽越本線阿賀野川橋梁が横架する右岸堤防は、計画堤防断面に対して高さと幅が不足しているため、引き続きCCTVカメラにより監視体制を強化するとともに、堤防上に土のう等を常備し、水防活動により緊急的な対応を行います。

橋梁の架け替えなどの抜本的な対策については、引き続き鉄道事業者と協議します。

当面の対策としては、掘削・樹木伐採による水位低下、桁下部分の堤防断面不足解消を行います。また、被害が拡散しないような方策についても検討していきます。

【原案 P135】

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

◆項目:利水について

- 小水力発電をやっているのか知りたい (阿賀野川:No.58)
- 平成23年1月から、農業用水等の取水に従属する小水力発電については河川管理上支障がない限り許可されることになりました。

◆項目:環境について

- 治水も大事ですが、親水、生態系保護に力を入れてほしい。
魚道の確保は必須であり、樋門も工夫してほしい。 (阿賀野川:No.59)
- 阿賀野川河口から阿賀野川頭首工までの区間において、河川を横断している工作物には魚道が設置されており連続性は保たれていますが、アユ、サケ等の遡上が困難となっている小阿賀樋門については、魚類の移動の連続性を確保するよう検討します。また現在有効に機能している魚道についても遡上の阻害となる状況が確認された場合は、必要に応じて調査を実施し改善措置を図ります。

【原案 P150】

- 砂礫河原の衰退と樹林化の進行は、河道の安定化を図ってきた必然的な結果であり、対症療法的な対策よりも自然の力で阿賀野川らしい河川環境を復元するのが望ましい

(阿賀野川:No.63)

- かつて雄大に広がっていた阿賀野川らしい砂礫河原や瀬と淵が交互に連なる河床形態、ワンド等の湿地やヨシ原等の水際湿地、これらの環境に依存する生物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。河川区分毎に目標増を設定し、自然再生事業を推進します。現存する良好な生息・育成環境については、順応的な管理により保全に努め、消失・劣化した生息・育成環境については、治水対策や維持管理対策と一体となって自然の営力を活かした再生に努めます。

【原案 P147~149】

赤字:意見を受けて原案に対して追記等を行った箇所

◆項目:維持管理について

• 河道内樹木を伐採してほしい

(阿賀野川:No.79~84)

- 樹木の繁茂によって流下能力が不足している区間や河道管理上支障となる箇所においては、樹木伐採を行います。治水と自然環境とのバランスをとりながら樹木管理を行っていきます。

【原案 P131】

• 資料館の設置に関する要望

水文化の歴史、河川の変遷、利水の歴史、治水の戦いの歴史、異常気象の変革、未曾有災害の続出と要因、流域の開発、水質保全監視などの実施など水を知り、河を語る『防災監視棟と河川殿堂』を設置してほしい

(阿賀野川:No.91)

- 河川に関する水害等の情報を収集するとともに、関係機関と連携を図りながら**施設の整備もしくは既存施設などを活用して蓄積された情報の整理・発信**を行い、河川に関する歴史、文化の伝承に努めます。

【原案 P174】